

「あいち はぐみんプラン2020–2024（仮称）」（案）に対する意見概要及び県の考え方

参考資料2

番号	項目	意見概要	県の考え方
1	第1章	子どもを育てる当事者である親の本来の役割と普遍的な責任に関する言及がないことに違和感があります。親は子育ての主体者であることを強調していただきたいです。	第1章のIVの3（策定の基本的な考え方）に、「本計画では、 <u>子育ての最も重要な責任を有する父母その他の保護者を支えるため</u> 、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会それぞれが主体となり一丸となって、県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現を目指します。」と下線部分を追記します。 なお、下線部分については、愛知県少子化対策条例第2条（基本理念）でも規定されています。
2	第1章	祖父母が孫の面倒を手伝う等、家庭内での世代間支援について触れられていないことが気になります。	第3章の基本施策7の今後の取組（男女共同参画に関する広報・啓発の推進）に、「県は、「ハッピーに暮らすためのおうちのお仕事シェアNOTE」の配布を始め、家事や育児の分担について家族の相互理解を促します。」と新たに記載します。 なお、「ハッピーに暮らすためのおうちのお仕事シェアNOTE」では、祖父母も含め、家族で家事や育児の分担について考えてもらうことを目的としています。
3	第3章 基本施策3	子どもの時から「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」教育、啓発が大切で不可欠です。この対策が無いことには、子どもや青少年への説得力に欠けます。	第3章の基本施策3の今後の取組（思春期の健康に関する教育・支援）に、「県は、関係機関と連携し、エイズ予防の普及啓発活動や性教育、喫煙防止等の教育を推進するとともに、受動喫煙の防止を推進します。」と記載し、引き続き、喫煙防止の教育を推進してまいります。
4	第3章 基本施策7	「男女共同参画の推進」として「男性の働き方の見直し」の記載があることに違和感があります。	男性の働き方が見直されることが、男性の家事・育児促進の一因になると考え、第3章の基本施策7（男女共同参画の推進）に記載しています。
5	第3章 基本施策8	妊娠・出産期からの切れ目ない支援のスタート地点となる母子手帳配布時における面接は、非常に重要な機会です。面接の時点できの個々の家庭における育児環境と養育の困難さの加減を見極めることができるように、保健師の知識のブラッシュアップを望んでいます。 また、乳児家庭訪問の際、外出がより困難な多胎家庭においては、保健師がどのようにして乳幼児健診へ行く予定を組み立てているのか等、踏み込んだヒアリングをしていただきたいです。	第3章の基本施策8の今後の取組（地域における子育て支援機能の拡充）に、「県は、市町村が母子手帳の交付時や乳児家庭を訪問する際に、個々の家庭に必要な支援の提供ができるよう、研修の実施や関係機関との連携会議を開催し、市町村を支援します。」と新たに記載し、引き続き、保健師の人材育成に取り組んでまいります。
6	第3章 基本施策8	多胎妊娠婦が、多胎サークルへの参加や情報収集ができるよう、「あいちはぐみんネット」に多胎育児サークルの情報を掲載していただきたいです。	第3章の基本施策8の今後の取組（地域における子育て支援機能の拡充）に、「県は、子育て家庭のニーズに応じた情報提供を行うため、子育て支援に関する県のポータルサイト「あいちはぐみんネット」の内容の充実や、利便性の向上を図ります。」と記載し、多胎育児サークルを始め、子育て家庭のニーズに応じた情報提供を行っていきます。
7	第3章 基本施策8	多胎育児について、育児経験者から育児の実情を聞くことにより、イメージを蓄積することが重要です。妊娠期から出産後も良き相談者、支援者としての相互関係が継続するような仕組みづくりが効果的だと思います。	第3章の基本施策8の今後の取組（多胎育児家庭への支援）に、「県は、市町村において多胎妊娠婦や多胎育児家庭への相談支援等が充実されるよう、研修や会議等を活用して働きかけます。」と新たに記載します。 なお、国の令和2年度予算案では、「多胎児経験者家族との交流会の開催や相談支援を実施することについて記載されており、これを含め、市町村に働きかけを行ってまいります。
8	第3章 基本施策8	多胎児は単胎児と比較し、早産や低体重出生が多く、母親の精神的状況においても、養育困難家庭に繋がっています。養育困難である旨の診断書を医師からスムーズに受け取れる仕組みづくりや訪問看護に支払われている報酬制度の見直し等、子育て支援に関する訪問看護に関する制度を再考していただきたいです。	一部、国が所管でありますので、国の動向を注視し、引き続き検討課題とさせていただきます。

「あいち はぐみんプラン2020–2024（仮称）」（案）に対する意見概要及び県の考え方

参考資料2

番号	項目	意見概要	県の考え方
9	第3章 基本施策8	訪問看護では同一建物の場合、報酬の減算が適用されます。多胎に特化した訪問看護は全国的に少なく、今後新規参入を促すためにも、制度を再考していただきたいです。	一部、国が所管でありますので、国の動向を注視し、引き続き検討課題とさせていただきます。
10	第3章 基本施策8	「養育支援訪問事業」と「家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）」は類似した事業であるが、一つの民間事業のみを県の目標とすることは適さないのでしょうか。	養育支援訪問事業は、支援が特に必要と認められる家庭が利用でき、家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）は、子育てに関する悩みを抱えている人であれば誰でも利用ができるという違いがあります。 また、地域の子育て支援ボランティアが訪問する仕組みである家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）は、国において活用を推進しており、県においても令和2年度にモデル事業を実施する予定をしております。 従いまして、現計画である「あいち はぐみんプラン2015–2019」で目標としていた養育支援訪問事業とともに、家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）を目標とします。
11	第3章 基本施策10	保育所への入園は多胎育児家庭において必要なレスパイトケアの一つです。多胎育児家庭を対象とした保育所等の優先利用について検討いただきたいです。	第3章の基本施策8の今後の取組（多胎育児家庭への支援）に、「県は、多胎育児家庭の育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる、一時預かり事業が実施されるよう、市町村に働きかけます。」と新たに記載します。 また、第3章の基本施策10の今後の取組（多様なニーズに対応した保育サービスの拡充）に、「県は、第三子以降児や多胎児であることを保育所等の優先利用の事由の一つとして位置付けるよう、市町村に働きかけます。」と下線部分を追記します。
12	第3章 基本施策16	高いケアニーズを抱える子どもを支援していくため、専門性の向上を目的とした研修会の具体的な内容を教えていただきたいです。	施設職員を対象に、医療的ケア、心理的ケア等を必要とする子どもへの理解や援助方法を学ぶ研修会を実施しており、今後も取り組んでまいります。
13	第3章 基本施策16	一時保護施設の設置について、設置にかかる費用等の助成について詳しく教えていただきたいです。また人材確保や人材育成、人件費等運営の詳細についても教えていただきたいです。	一時保護専用施設については、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について」等の国の通知に基づく助成制度が活用できます。また運営については、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」等の国の通知に基づいて取り組んでおりますので御参照ください。
14	第3章 基本施策16	児童家庭支援センターの設置について、その必要性について検討するとありますが、ぜひ児童福祉施設関係者も検討会に呼んでいただきたいです。	児童家庭支援センターの設置の必要性を検討していく際には、いただいた御意見を参考とさせていただきます。
15	第3章 基本施策16	自立援助ホームの活用と記載がありますが、活用するのは愛知県では現在ある6箇所のことでしょうか。新たに開設していくという計画なのでしょうか。	現在、県内には、自立援助ホームが7箇所ありますが、自立の継続が困難となった子どもの自立支援を図るため、既存のホームを活用するとともに、新規開設を支援してまいります。

「あいち はぐみんプラン2020－2024（仮称）」（案）に対する意見概要及び県の考え方

参考資料2

番号	項目	意見概要	県の考え方
16	第3章 基本施策16	養育里親について、現在登録されている長期未受託里親さんへの働きかけや、マッチングの可能性について教えてください。	登録後の里親に対して、養育技術の向上を目的とした研修を実施しており、今後も里親委託の推進に取り組んでまいります。
17	第3章 基本施策20	子ども（及び胎児・妊婦）の受動喫煙の危害防止が抜け落ちています。改正健康増進法で、子どもの受動喫煙防止に配慮されていますが、家庭内、同室内、自動車内などの子どもの受動喫煙防止は規定されていません。 また、子どもの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定が不可欠です。	第3章の基本施策20の今後の取組（子どもの安全を守る取組の充実）に、「県は、多数の人が利用する施設の管理権原者などと連携し、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図ります。」と新たに記載します。 引き続き受動喫煙の防止に取り組んでまいります。
18	第3章 基本施策23	目標の、「幼稚園等での第三子保育料無料化等の対象者を増加」が気になります。3人目、4人の子どもがいる保護者が増加ということでしょうか。 また、現状、第三子以降児対象増加ということは、新しく第二子も対象になりますか。「やるということ」が目標になるのは不思議な気がします。	当事業の対象者の増加は、幼稚園等を利用していない第三子以降児が、新たに事業利用することを想定しております。 2019年10月から始まった幼児教育・保育の無償化の助成対象外となる部分について県が積極的に経済的支援を行ってまいりたいと考え、目標としましたが、御意見を踏まえ目標を変更し、「理想的の子ど�数を持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を51.3%から47.7%に低下させる」とします。 (参考) 2013年度54.9% 2018年度51.3%（2013年度から3.6ポイント低下） 2024年度47.7%（2018年度から3.6ポイント低下を目標とする）